

# 沖縄県強度行動障害支援者養成研修事業実施要綱

## 1. 目的

この要綱は、強度行動障害を有する者に対し、適切な支援を行う職員の人員育成を目的とする強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）（以下「基礎研修」という。）事業及び適切な支援計画を作成することが可能な職員の育成を目的とする強度行動障害支援者養成研修（実践研修）（以下「実践研修」という。）事業の実施について、「強度行動障害支援者養成研修事業の実施について（運営要領）」（令和3年3月24日障発0324第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に基づく必要な事項を定めるものとする。

## 2. 実施主体

研修事業の実施主体は、県又は知事の指定した研修事業者（以下「指定研修事業者」という。）とする。

## 3. 研修対象者等

### （1）基礎研修

#### ア 研修対象者

原則として、障害福祉サービス事業所等において、知的障害、精神障害のある児者を支援対象にした業務に従事している者、もしくは今後従事する予定のある者又は障害福祉サービス事業所等の連携医療機関等において治療に当たる医療従事者とする。

#### イ 研修内容等

標準的なカリキュラムは、別紙1のとおりであり、この内容以上のものとする。なお、受講者の希望等を考慮して時間数を延長することや必要な科目を追加することも差し支えないものとする。

#### ウ 研修講師

研修講師は、強度行動障害を有する者の障害特性や支援技術に関する知識を有する者で、基礎研修を教授するのに適当な者とする。

### （2）実践研修

#### ア 研修対象者

基礎研修を修了した者のうち、原則として、障害福祉サービス事業所等において、知的障害、精神障害のある児者を支援対象にした業務に従事している者、もしくは今後従事する予定のある者又は障害福祉サービス事業所等の連携医療機関等において治療に当たる医療従事者とする。

#### イ 研修内容等

標準的なカリキュラムは、別紙2のとおりであり、この内容以上のものとする。なお、

受講者の希望等を考慮して時間数を延長することや必要な科目を追加することも差し支えないものとする。

#### ウ 研修講師

研修講師は、強度行動障害を有する者の障害特性や支援技術に関する知識を有し、適切な支援計画を作成することが可能な者で、実践研修を教授するのに適当な者とする。

### 4. 研修テキスト

研修テキストは、特定非営利活動法人全国地域生活支援ネットワークが監修した書籍「強度行動障害支援者養成研修[基礎研修・実践研修]テキスト」及び「強度行動障害支援者養成研修の効果的な研修実施のための教材開発などに関する研究」において作成の公開テキストを使用するものとする。

### 5. 修了証書の交付

- (1) 知事は、基礎研修修了者に対しては別紙3の様式、実践研修修了者に対しては別紙4の様式により、修了証書を交付するものとする。
- (2) 指定研修事業者は、基礎研修修了者に対しては別紙5の様式、実践研修修了者に対しては別紙6の様式により、修了証書を交付するものとする。
- (3) 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間にこの実施要綱による改正前のカリキュラムの内容以上の内容を有する基礎研修又は実践研修を修了し、知事又は指定研修事業者から当該研修を修了したものとして修了証書の交付を受けた者は、この実施要綱による改正後の基礎研修又は実践研修を修了し、知事又は指定研修事業者から修了証書の交付を受けた者とみなす。

### 6. 修了者名簿の管理

- (1) 指定研修事業者は研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、連絡先等必要事項を記載した名簿を作成し、個人情報として十分な注意を払った上で管理するとともに、作成後遅滞なく指定を行った知事に提出するものとする。
- (2) 知事は、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、連絡先等必要事項を記載した名簿を作成するとともに、指定研修事業者から提出された名簿と併せて、個人情報として十分な注意を払った上で県の責任において一元的に管理するものとする。

### 7. 事業報告書の提出

指定研修事業者は、実施年度の翌年度の4月5日までに別紙7に定める様式により事業報告書を提出するものとする。

## 8. 実施上の留意点

(1) 研修における修了期間は以下のとおりとする。

### ア 基礎研修

原則として1月以内に修了することとする。ただし、地域の実情等により、やむを得ない場合については2月の範囲内で修了するものとして差し支えない。

### イ 実践研修

原則として2月以内に修了することとする。ただし、地域の実情等により、やむを得ない場合については4月の範囲内で修了するものとして差し支えない。

(2) 重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程は基礎研修と、行動援護従業者養成研修課程は基礎研修及び実践研修と重なる内容があることから、それぞれ合同で開催できるものであること。

(3) 研修の時間帯、曜日については、県の実情に応じて受講者が受講しやすいよう適宜配慮すること。

(4) 事業実施上知り得た研修修了者に係る秘密の保持については、厳格に行うこと。

(5) その他

### ア 人権の尊重

受講者に対し、人権の尊重について理解させるように努めること。

### イ 障害のある受講者への配慮

障害のある受講者に対しては、研修会場及び宿泊施設等の配慮を行うよう努めること。

### ウ 補講の実施

①指定研修事業者は、やむを得ない事情により研修の一部を欠席した者に対して次のとおり、補講を行うものとする。

1. 講義科目の補講は、当該科目的代替受講、個別指導又はレポートの提出とする。
2. 演習（実技講習）科目の補講は、当該科目的代替受講又は個別指導とする。

②補講は、当該指定研修事業者が修了期限内に行うものとする。ただし、講義及び演習（実技講習）の代替受講は、他の指定研修事業者が実施する研修の当該科目的受講をもって代えることができる。

③補講として、レポートの提出又は他の研修事業者が実施する研修での代替受講を行う場合は、各研修課程の科目数及び時間数の1割を超えて行うことはできない。

## 9. 研修参加費用

研修参加費用のうち、資料等に係る実費相当部分、研修会場までの受講者の旅費及び宿泊費については、受講者（所属する指定障害福祉サービス事業者等を含む。）が負担するものとする。

また、指定研修事業者が実施する研修の場合は、受講料を含め、受講に係る費用につい

て、受講者（所属する指定障害福祉サービス事業所等を含む。）が負担するものとする。

## 10. 研修事業者の指定基準

知事による研修事業者の指定は、県の区域ごとに、その指定を受けようとする者の申請により、次に掲げる要件を満たすと認められる者について、当該知事が行う。

### （1）事業実施者に関する要件

- ア 研修事業の実施者は、事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事務的能力及び事業の安定的運営に必要な財政基盤を有するものであること。
- イ 研修事業の経理が他の経理と明確に区分され、会計帳簿、決算書類等研修事業の収支の状況を明らかにする書類が整備されていること。
- ウ 研修事業を実施するために必要な研修会場及び備品、機材等が確保されていること。
- エ 指定取消しの処分を受けた場合は、取消し後5年以上経過していること。

### （2）事業内容に関する要件

- ア 研修事業が、実施要綱に定める内容に従い、継続的に毎年1回以上実施されること。
- イ 研修カリキュラムが、別紙1又は別紙2に定めるカリキュラムの内容に従ったものであること。
- ウ 研修講師について、強度行動障害を有する者の障害特性や支援技術に関する知識を有する者で、強度行動障害支援者養成研修を教授するのに適当な者の中から、職歴、資格、実務経験、学歴等に照らし、適切な人材が適当な人数確保されていること。
- エ 講義を通信の方法によって行う研修にあっては、アからウまでに掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合しなければならない。
  - ①添削指導及び面接指導による適切な指導が行われること。
  - ②添削指導及び面接指導による適切な指導を行うのに適当な講師を有すること。
  - ③面接指導の時間数は、基礎研修及び実践研修それぞれ1以上であること。
  - ④面接指導を行うのに適切な講義室及び演習を行いうのに適当な演習室が確保されていること。

### （3）研修受講者に関する要件

- ア 研修受講者に研修内容等を明示するため、少なくとも次に掲げる事項を明らかにした学則又は募集要項等を定め、これを公開すること。
  - ①開講目的
  - ②研修の名称
  - ③実施場所
  - ④研修期間
  - ⑤研修カリキュラム

- ⑥ 講師氏名
  - ⑦ 研修修了の認定方法
  - ⑧ 受講資格及び定員
  - ⑨ 募集時期及び受講手続
  - ⑩ 受講料及びテキスト代等
  - ⑪ 欠席者に対する補講の実施方法及び費用等の取扱い
  - ⑫ 研修中の事故等が発生した場合の損害賠償について
- イ 研修の出席状況及び成績等研修受講者に関する状況を確実に把握し、受講者及び修了者に関する書類及び台帳等を保存すること。
- (4) その他の要件
- ア 研修事業の実施者は、事業運営上知り得た研修受講者に係る秘密の保持について、十分留意すること。
  - イ 研修事業の実施者は、研修受講者が研修において知り得た個人の秘密の保持について、受講者が十分に留意するよう指導すること。
  - ウ 研修事業の実施者は、研修事業の実施にあたり、安全の確保及び事故の防止等について、必要な措置を講じなければならない。

## 11. 研修事業者の指定申請等の手続き

- (1) 2つの研修事業者の指定申請等、次に掲げる手続きについて必要な事項は、沖縄県居宅介護職員初任者等養成研修事業指定事務取扱要領（平成27年6月22日施行）を準用する。
- ①事業者の指定申請
  - ②事業者の変更届出
  - ③研修の実施届出
  - ④研修の変更届出
  - ⑤実績報告
  - ⑥事業休止又は再開の届出
  - ⑦事業の廃止
- (2) 読み替え

前項の場合において、「沖縄県居宅介護職員初任者等養成研修」とあるのは「沖縄県強度行動障害支援者養成研修（基礎研修・実践研修）」と読み替えるものとする。

## 12. 調査及び指導等

- (1) 知事は、指定研修申請事業者及び指定研修事業者に対して、必要があると認める場合は、実地に調査を行うとともに、報告及びこれに係る書類の提出を求めることができる。また、研修事業の実施等に関して適当でないと認める場合は、事業者に対して

改善指導を行うことができる。

- (2) 前項に定める改善指導について、改善が認められるまで、研修の中止を命ずることができる。なお、この場合においては、あらかじめ書面をもって事業者に通知するものとする。

### 13. 指定の取消し

- (1) 知事は、指定研修事業者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、指定を取り消すことができる。

- ア 10の指定基準を満たすことができなくなった場合
- イ 事業者指定申請又は実施報告等において虚偽の申請又は報告等があった場合
- ウ 事業を適正に実施する能力に欠けると認められる場合
- エ 事業の実施に関し、不正な行為があった場合
- オ 12（1）に定める調査に応じない場合又は改善指導に従わない場合
- カ その他研修事業者として不適切と判断される場合

### 附則

この要綱は平成 27 年 2 月 6 日から施行する。

### 附則

この要綱は平成 27 年 8 月 3 日から施行する。

### 附則

この要綱は令和 3 年 7 月 16 日から施行する。

(別紙1)

### 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）カリキュラム

科目名	時間数	内容	
I 講義	6.5		
1 強度行動障害がある者の 基本的理解	1.5	①強度行動障害 の理解	支援の基本的考え方
			強度行動障害の状態
			行動障害が起きる理由
			障害特性の理解
2 強度行動障害に関する制 度及び支援技術の基礎的な 知識	5	②研修の意義	行動障害と虐待防止
			家族の気持ち／実践報告
		③支援のアイデ ア	障害特性に基づいた支援
		④チームプレイ の基本	チームプレイの必要性
		⑤実践報告	児童期及び成人期における支 援の実際
II 演習	5.5		
1 基本的な情報収集と記録 等の共有	1	①基本的な情報 収集	行動を見る視点
2 行動障害がある者の固有 のコミュニケーションの理 解	3	②チームプレイ の基本	支援手順書に基づく支援の体 験
		③強度行動障害 の理解	困っていることの体験
3 行動障害の背景にある特 性の理解	1.5	④特性の分析	特性の把握と適切な対応
合計	12		

(別紙2)

### 強度行動障害支援者養成研修（実践研修）カリキュラム

科目名	時間数	内容	
I 講義	3.5		
1 強度行動障害のある者へのチーム支援	3	①支援を組み立てるための基本	強度行動障害の支援に必要な知識
		②組織的なアプローチ	組織的なアプローチの重要性
2 強度行動障害と生活の組み立て	0.5	③実践報告	チームによる支援の実際
II 演習	8.5		
1 障害特性の理解とアセスメント	3	①アセスメントの方法	具体的なアセスメントの方法
			障害特性に基づくアセスメント
2 環境調整による強度行動障害の支援	3	②手順書の作成	アセスメントに基づく支援手順書の作成
3 記録に基づく支援の評価	1.5	③記録の分析と支援手順書の修正	記録の方法
			記録の分析と支援手順書の修正
4 危機対応と虐待防止	1	④関係機関との連携	関係機関（医療機関等）との連携の方法
合計	12		

(別紙3)

第 号

修了証書

氏名  
生年月日

あなたは、厚生労働省の定める強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）を  
修了したことを証します。

令和 年 月 日

〇〇〇知事  
〇〇 〇〇

(別紙4)

第 号

修了証書

氏名  
生年月日

あなたは、厚生労働省の定める強度行動障害支援者養成研修（実践研修）を  
修了したことを証します。

令和 年 月 日

○○○知事  
○○ ○○

(別紙5)

第 号

修了証書

氏名  
生年月日

あなたは、厚生労働省の定めるところにより当該研修事業者が○○○知事の  
指定を受けて行う強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）を修了したことを  
証します。

令和 年 月 日

(指定された事業者名)  
代表 ○○ ○○

(別紙6)

第 号

修了証書

氏名

生年月日

あなたは、厚生労働省の定めるところにより当該研修事業者が○○○知事の  
指定を受けて行う強度行動障害支援者養成研修（実践研修）を修了したことを  
証します。

令和 年 月 日

(指定された事業者名)  
代表 ○○ ○○

(別紙7)

事業報告書【基礎研修分・実践研修分】

指定事業所名

事業名称	実施時期	日数	実施機関	受講料	受講者数	修了者数	備考
○○○○					名	名	
△△△△					名	名	
□□□□					名	名	
.....					名	名	
					名	名	
合計					名	名	

- ※1 「事業名称」欄には、複数回の実施や複数の会場で実施する場合等に「第○回△△研修」や「△△研修（○○会場）」等と記入すること。
- ※2 「実施機関」欄には、法人名、施設名等を漏れなく記入すること。
- ※3 「受講料」欄には、受講料総額を記入し、「備考」欄に1人当たりの受講料を記入すること。
- ※4 特記すべき事項があれば「備考」欄に記入すること。
- ※5 基礎研修と実践研修を両方実施している場合には用紙を分けて作成し、該当する研修を○で囲んだ上で提出を行うこと。